

社会福祉法人なの花会

評議員会 報酬・旅費(交通費)規定

本規定は、定款8条の規定により、評議員の報酬・旅費を定めるものである。

(報酬)

- 1、評議員会出席の評議員に対して、一回につき 5,157 円を報酬として支払うものとする。
- 2、報酬の支払いにあたっては、法定所得税(3.063%)を預かるものとする。

(旅費・交通費)

- 1、評議員会出席の評議員には、旅費として評議員会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。

附則

この規定は平成 29 年 6 月 10 日第 1 回評議員会にて決定、実施する。